

指定通所リハビリテーションの運営規程

第1条 医療法人社団嵐川が開設する大野中央病院が行う指定通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態にある者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針)

第3条 大野中央病院が実施する通所リハビリテーションの従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえ、居宅において社会参加やその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の生活機能の維持・向上を図る。

- 2 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
- 3 指定通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市区町村とも連携し総合的なサービスの提供に努める。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 5 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 指定通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 **大野中央病院**
- (2) 所在地 市川市下貝塚3丁目20番3号

(従業者の職種、員数、職務内容)

第5条 指定通所リハビリテーションに従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 病院長 1人
但し、理学療法士あるいは作業療法士を管理者代行者に選任する。
- (2) 専任医師 4人 *曜日別担当割
 - ① 専任医師は当該日の利用者の健康状態を管理下とする他、通所リハビリテーションを実施するうえで、提供する全てのサービスを管理下に置く。
 - ② 専任医師は利用者が当該通所リハビリテーションを利用する際、利用者の病状や心身の機能の状態の変化においてサービスの実施にあたる従業者への指示を行う。
- (3) 従業者
 - ① 理学療法士・作業療法士
 - ② 看護師 ① ② ③ 計8人以上
 - ③ 介護職員

従業者は担当するプログラム（サービス）を実施する他、その他のプログラムを担当する従業者との間において常に連携を図り、総合的なリハビリテーションを提供する。

*なお、従業者の員数については、利用者数の状況にあわせ、法人理事長と検討し調整を図る。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は各単位ごと次の通りとする。

単位Ⅰ 月曜日から土曜日・国民の祝日(但し、12月31日から1月3日までを除く。)

午前9時00分～午後4時00分(送迎時間を除く)

単位Ⅱ 月曜日から土曜日(但し、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。)

午前9時00分～午後1時00分(送迎時間を除く)

単位Ⅲ 火曜日・水曜日・木曜日(但し、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。)

午後1時30分～午後5時00分(送迎時間を除く)

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

第7条 指定通所リハビリテーションの利用定員は80人とする。

(但し、指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員を含む。)

(指定通所リハビリテーションの内容)

第8条 実施する指定通所リハビリテーションの内容は次の通りとする。

- ① 心身機能の改善・維持を目的としたリハビリテーション
- ② リハビリテーションマネジメント・短期集中リハビリテーション・認知症短期集中リハビリテーション・個別リハビリテーションサービスの提供
- ③ 口腔機能向上サービスの提供(必要な利用者のみ)
- ④ 自宅と通所リハビリテーション施設間の送迎
- ⑤ 入浴動作練習および入浴介助
- ⑥ 利用者の健康チェック
- ⑦ 食事の提供(自費負担)

2 指定通所リハビリテーションは、医学的管理のもとで要介護者に対する心身の機能の維持・回復のため(介護支援専門員の作成する)ケアプランを前提に、主治医師の指示のもと従業者が共同して作成したリハビリテーション計画にもとづき、下記(1)を目的とし、(2)の訓練・指導等を行う他、必要に応じては(3)の介護者への指導を適時行う。

(1) 目的

- ① ADL・IADLの低下予防
- ② QOLの維持・向上
- ③ 寝たきりの防止
- ④ 日常生活の活性化
- ⑤ 社会参加意欲の維持向上
- ⑥ 精神状態の改善
- ⑦ その他、利用者の状態の改善

(2) 訓練・指導等(リハビリテーションマネジメント・短期集中リハビリテーションを含む)

- ① レクリエーション、手工芸用具を使った趣味的訓練
- ② 日常生活動作に関する訓練・指導
- ③ 福祉用具等の選出および使用についての訓練・指導
- ④ 運動療法
- ⑤ 物理療法
- ⑥ 歩行訓練、基本的動作訓練・指導

(3) 介護者(家族等)への指導

- ① 介助方法
- ② 家庭内自主訓練指導
- ③ 介護用品選定援助
- ④ 医学的管理指導

(指定通所リハビリテーション サービス実施計画作成等)

第9条 指定通所リハビリテーションにおいて作成するサービス実施計画は次の通りとする。

(1) サービス実施計画

サービス実施計画は、指定通所リハビリテーションを利用する際、ケアプランを前提に利用者に対して医師・理学療法士または作業療法士・看護師・介護職員が病状や心身の機能の状態または介護者の状況を十分に理解または評価し、目的を統一したうえで各専門的分野の立場から総合的な指定通所リハビリテーション実施計画を作成する。

なお、サービス実施計画は利用者またはその家族へ提示し説明を行う。

(2) サービス実施計画の見直し

当該指定通所リハビリテーションの利用者に対して、定期的（必要に応じては適時）に評価を行い、利用者の病状や心身の機能の状態または介護者の状況に応じて実施計画の見直しを行う。

(3) カンファレンスの実施

サービス実施計画の見直しを行うために、定期的（必要に応じては適時）に検討会議を実施する。

(通常の事業の実施範囲)

第10条 市川市（一部）、船橋市（一部）、松戸市（一部）の地域。

(利用料金、その他の費用の額)

第11条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法に基づいた負担割合を自己負担額とする。

2 食事提供料 : 1回につき435円

紙おむつ代 : 1枚につき125円

尿取りパット : 1枚につき30円

3 前項及びその他利用時において費用の徴収が必要となった場合、その都度利用者またはその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底する。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第13条 サービスの提供にあたっては、利用者またはその家族に対し、事前に以下の重要事項を記した文書を交付し説明を行い同意を得る。

留意事項

(1) サービス提供中において、身体症状の急変や転倒による事故が起こる可能性があること。

(2) 利用者の症状の変化において、必要に応じて家族に来所頂く場合があること。

(3) 疾患等により、サービス提供をすることが身体に支障をきたすため、サービスの提供を中止する場合があること。

(4) 送迎において、交通事情や他の利用者の送迎の都合上、希望や予定の時間に送迎の提供が出来ない場合があること。

(5) 利用者の要介護認定区分が要支援1・2と認定された場合は、必要に応じて介護予防サービスの契約に移行していただく場合があること。また、非該当（自立）と認定された場合は、サービスの提供が介護保険適用となくなること。

- 2 個人情報の取り扱いについては、サービス利用の契約にあたり利用者またはその家族に対し事前に文書を交付し説明を行い同意を得る。
- 3 サービス提供記録については、利用者およびその家族の希望に応じて開示する。

(緊急時における対応)

第 14 条 サービス提供中において利用者に身体症状の急変等が生じた場合は、かかりつけの医療機関または状況により大野中央病院にて緊急対応を行い、利用者家族に連絡をとる。

(サービス提供中の事故対応)

第 15 条 サービス提供中において利用者に事故が発生した場合は、「事故対応マニュアル」に従って迅速に対処する。

- 2 事故発生においては、全て事故報告書を管理者へ提出し処理の指示を受ける。

(送迎における安全対策及び事故対応)

第 16 条 送迎に関する(車両管理も含む)責任者を設置し、事業所内において事故防止に向けた交通安全講習会を定期的(年2回)に開催する。

- 2 送迎車両担当者は、始業前に基本的車両点検を実施する。
- 3 送迎中において事故が発生した場合は、「事故対応マニュアル」に従って迅速に対処する。
- 4 事故(人身・車両・物損問わず)発生においては、全て事故報告書を管理者へ提出し処理の指示を受ける。

(非常災害対策)

第 17 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は大野中央病院事務部長を当て、火元責任者には事業所介護職員を当てる。
- (2) 始業時、終業時には火災危険防止のため、自主的に火元点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)	:	年 2 回
② 利用者を含めた総合訓練	:	年 2 回
③ 非常災害用設備の使用法の徹底	:	随時
- (7) 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- (8) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(苦情・相談窓口の設置)

第 18 条 指定通所リハビリテーションの実施にあたっては、利用者からの苦情・相談等に対する窓口を設置し、サービスに関する利用者の苦情・要望等に対応する。

(虐待防止に関する事項)

第 19 条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果に従事者に周知徹底する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

（業務継続計画の策定等）

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営に関する留意事項）

第21条 事業所は、全ての通所リハビリテーション従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 : 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 : 適時実施

- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、適切な通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団嵐川 大野中央病院が定めるものとする。

（付則）この規定は令和6年4月1日から施行する。

指定介護予防通所リハビリテーションの運営規程

第1条 医療法人社団嵐川が開設する大野中央病院が行う指定介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要支援状態にある者（以下「要支援者」という。）に対し、適正な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第3条 大野中央病院が実施する指定介護予防通所リハビリテーションの従業者は、要支援者の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持・回復を図る。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
 - 3 指定介護予防通所リハビリテーションの実施にあたっては、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市区町村とも連携し総合的なサービスの提供に努める。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 5 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 指定介護予防通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 **大野中央病院**
- (2) 所在地 市川市下貝塚3丁目20番3号

(従業者の職種、員数、職務内容)

第5条 指定介護予防通所リハビリテーションに従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 病院長 1人
但し、理学療法士あるいは作業療法士を管理者代行者に選任する。
- (2) 専任医師 4人 *曜日別担当割
 - ① 専任医師は当該日の利用者の健康状態を管理下とする他、介護予防通所リハビリテーションを実施するうえで、提供する全てのサービスを管理下に置く。
 - ② 専任医師は利用者が当該介護予防通所リハビリテーションを利用する際、利用者の病状や心身の機能の状態の変化においてサービスの実施にあたる従業者への指示を行う。

(3) 従業者

- ① 理学療法士・作業療法士
- ② 看護師 ① ② ③ 計8人以上
- ③ 介護職員

従業者は担当するプログラム（サービス）を実施する他、その他のプログラムを担当する従業者との間において常に連携を図り、総合的なリハビリテーションを提供する。

*なお、従業者の員数については、利用者数の状況にあわせ、法人理事長と検討し調整を図る。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は各単位ごと次の通りとする。

単位Ⅰ 月曜日から土曜日・国民の祝日(但し、12月31日から1月3日までを除く。)
午前9時00分～午後4時00分(送迎時間を除く)

単位Ⅱ 月曜日から土曜日(但し、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。)
午前9時00分～午後1時00分(送迎時間を除く)

単位Ⅲ 火曜日・水曜日・木曜日(但し、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。)
午後1時30分～午後5時00分(送迎時間を除く)

(指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

第7条 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は80人とする。

(但し、指定通所リハビリテーションの利用定員を含む。)

(指定介護予防通所リハビリテーションの内容)

第8条 実施する指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次の通りとする。

- ① 指定介護予防通所リハビリテーションにおける共通のサービスの提供
- ② 指定介護予防通所リハビリテーションにおける選択的サービスとして運動機能向上・口腔機能向上サービスの提供(必要となる利用者のみ)
- ③ 自宅と指定介護予防通所リハビリテーション施設間の送迎
- ④ 指定介護予防通所リハビリテーションにおける入浴(利用者の状況等により検討)
- ⑤ 利用者の健康チェック
- ⑥ 食事の提供(自費負担)

2 指定介護予防通所リハビリテーションは、医学的管理のもとで要支援者に対する心身の機能の維持・回復のため(介護支援専門員の作成する)介護予防プランを前提に、主治医師の指示のもと従業者が共同して作成したリハビリテーション計画にもとづき、下記(1)を目的とし、(2)の訓練・指導等を行う他、必要に応じては(3)の介護者への指導を適時行う。

なお、サービスの提供については(4)の規程にもとづき提供時間・提供回数を設定する。

(1) 目的

- ① ADL・IADLの低下予防
- ② QOLの維持・向上
- ③ 日常生活の活性化
- ④ 社会参加意欲の維持・向上
- ⑤ その他、利用者の状態の改善

(2) 訓練・指導等(運動機能向上訓練を含む)

- ① レクリエーション、手工芸用具を使った趣味的訓練
- ② 日常生活動作に関する訓練・指導
- ③ 福祉用具等の選出および使用についての訓練・指導
- ④ 運動療法
- ⑤ 物理療法
- ⑥ 歩行訓練、基本的動作訓練・指導

(3) 介護者(家族等)への指導

- ① 介助方法
- ② 家庭内自主訓練指導
- ③ 介護用品選定援助
- ④ 医学的管理指導

(4) 提供時間・提供回数(個人のプログラムにより設定)

- ① 提供時間 : 午前9時00分から午後5時00分までの間提供
- ② 提供回数 : 要支援1は週1回まで、要支援2は週1回+2回まで提供

(指定介護予防通所リハビリテーション サービス実施計画作成等)

第9条 指定介護予防通所リハビリテーションにおいて作成するサービス実施計画は次の通りとする。

(1) サービス実施計画

サービス実施計画は、指定介護予防通所リハビリテーションを利用する際、介護予防プランを前提に、利用者に対して医師・理学療法士または作業療法士・看護師・介護職員が病状や心身の機能の状態または介護者の状況を十分に理解または評価し、目的を統一したうえで各専門的分野の立場から、総合的な指定介護予防通所リハビリテーション実施計画を作成する。

なお、サービス実施計画は利用者またはその家族へ提示し説明を行う。

(2) サービス実施計画の見直し

当該指定介護予防通所リハビリテーションの利用者に対して、定期的（必要に応じては適時）に評価を行い、利用者の病状や心身の機能の状態または介護者の状況に応じて実施計画の見直しを行う。

(3) カンファレンスの実施

サービス実施計画の見直しを行うために、定期的（必要に応じては適時）に検討会議を実施する。

(通常の事業の実施範囲)

第10条 市川市（一部）、船橋市（一部）、松戸市（一部）の地域。

(利用料金、その他の費用の額)

第11条 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法に基づいた負担割合を自己負担額とする。

2 食事提供料 : 1回につき435円

紙おむつ代 : 1枚につき125円

尿取りパット : 1枚につき 30円

3 前項及びその他利用時において費用の徴収が必要となった場合、その都度利用者またはその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底する。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第13条 サービスの提供にあたっては、利用者またはその家族に対し、事前に以下の重要事項を記した文書を交付し説明を行い同意を得る。

留意事項

(1) サービス提供中において、身体症状の急変や転倒による事故が起こる可能性があること。

(2) 利用者の症状の変化において、必要に応じて家族に来所頂く場合があること。

(3) 疾患等により、サービス提供をすることが身体に支障をきたすため、サービスの提供を中止する場合があること。

(4) 送迎において、交通事情や他の利用者の送迎の都合上、希望や予定の時間に送迎の提供が出来ない場合があること。

(5) 利用者の要介護認定区分が要介護1~5と認定された場合は、必要に応じて介護サービスの契約に移行していただく場合があること。また、非該当（自立）と認定された場合は、サービスの提供が介護保険適用となくなること。

- 2 個人情報の取り扱いについては、サービス利用の契約にあたり利用者またはその家族に対し事前に文書を交付し説明を行い同意を得る。
- 3 サービス提供記録については、利用者およびその家族の希望に応じて開示する。

(緊急時における対応)

第 14 条 サービス提供中において利用者に身体症状の急変等が生じた場合は、かかりつけの医療機関または状況により大野中央病院にて緊急対応を行い、利用者家族に連絡をとる。

(サービス提供中の事故対応)

第 15 条 サービス提供中において利用者に事故が発生した場合は、「事故対応マニュアル」に従って迅速に対処する。

- 2 事故発生においては、全て事故報告書を管理者へ提出し処理の指示を受ける。

(送迎における安全対策及び事故対応)

第 16 条 送迎に関する(車両管理も含む)責任者を設置し、事業所内において事故防止に向けた交通安全講習会を定期的(年2回)に開催する。

- 2 送迎車両担当者は、始業前に基本的車両点検を実施する。
- 3 送迎中において事故が発生した場合は、「事故対応マニュアル」に従って迅速に対処する。
- 4 事故(人身・車両・物損問わず)発生においては、全て事故報告書を管理者へ提出し処理の指示を受ける。

(非常災害対策)

第 17 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は大野中央病院事務部長を当て、火元責任者には事業所介護職員を当てる。
- (2) 始業時、終業時には火災危険防止のため、自主的に火元点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) : 年 2 回
 - ② 利用者を含めた総合訓練 : 年 2 回
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底 : 随時
- (7) 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- (8) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(苦情・相談窓口の設置)

第 18 条 指定介護予防通所リハビリテーションの実施にあたっては、利用者からの苦情・相談等に対する窓口を設置し、サービスに関する利用者の苦情・要望等に対応する。

(虐待防止に関する事項)

第 19 条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果を従事者に周知徹底する。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(業務継続計画の策定等)

- 第 20 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する留意事項)

- 第 21 条 事業所は、全ての通所リハビリテーション従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設け、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 : 採用後 1 ヶ月以内
 - ② 継続研修 : 適時実施
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業者は、適切な通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
 - 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団嵐川 大野中央病院が定めるものとする。

(付則) この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。